

令和8年5月21日  
金沢地方気象台**「令和6年能登半島地震」に伴う  
洪水警報・注意報発表基準の暫定基準による運用の解除について**

令和6年1月1日16時10分頃の石川県能登地方の地震により、輪島市、珠洲市、七尾市、穴水町、能登町、志賀町、中能登町の7市町において洪水警報・注意報の発表基準（流域雨量指数基準）を暫定基準で運用してきました。令和8年5月28日（木）13時（予備日令和8年6月4日13時）より、暫定基準による運用を解除します。

金沢地方気象台では、標記の地震の影響を考慮し、令和6年1月9日より輪島市、珠洲市、七尾市、穴水町、能登町、志賀町、中能登町の7市町において、洪水警報・注意報の発表基準（流域雨量指数基準）を、通常より引き下げた暫定基準（通常基準の7割）を設けて運用してきました。

今般の河川施設の復旧状況などから検討した結果、令和8年5月28日（木）13時（予備日令和8年6月4日13時）より、暫定基準による運用を解除します。

なお、同日以降新たな防災気象情報の提供が開始されることに伴い、通常基準となった流域雨量指数基準を用いて、レベル4大雨危険警報、レベル3大雨警報及びレベル2大雨注意報を運用します。

**【暫定基準の運用を解除する市町】**

輪島市、珠洲市、七尾市、穴水町、能登町、志賀町、中能登町

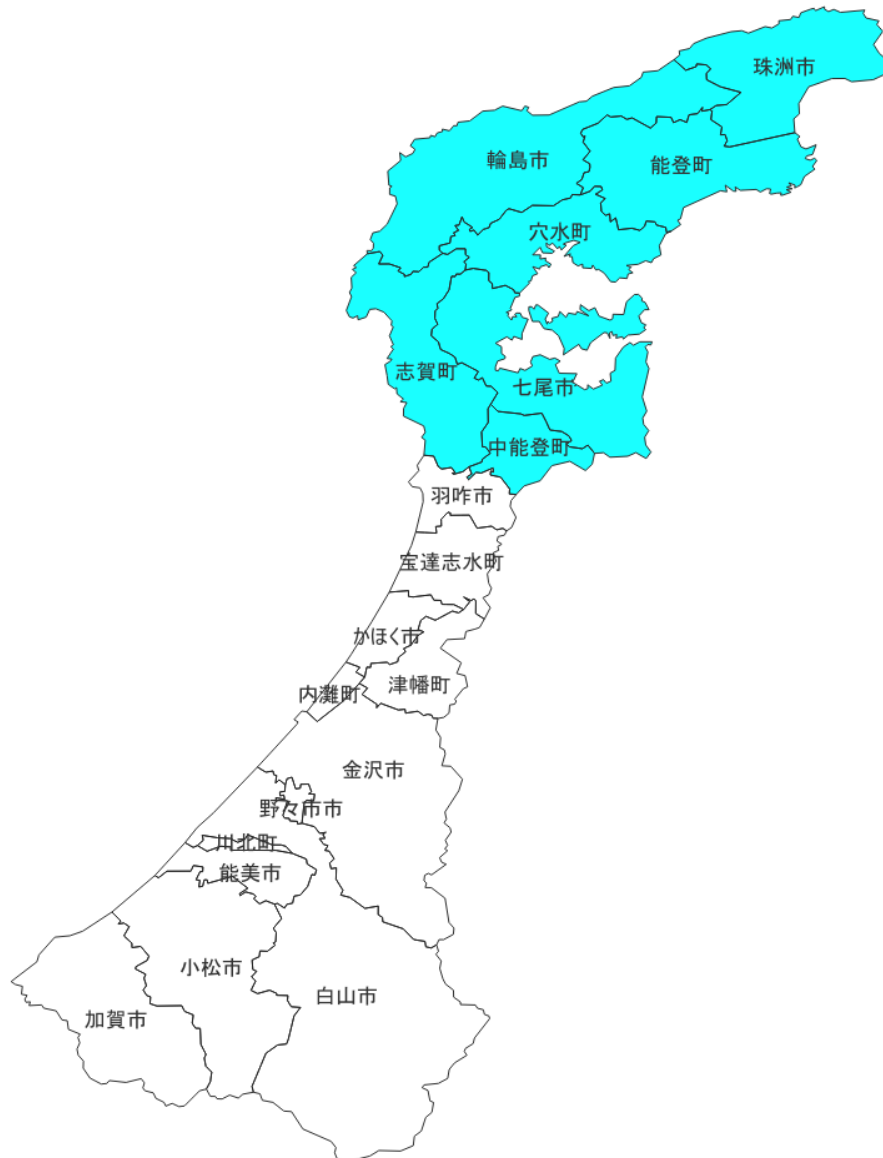
※新たな防災気象情報の運用開始について

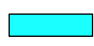
[https://www.jma.go.jp/jma/press/2604/14b/20260414\\_taikeiseiri.html](https://www.jma.go.jp/jma/press/2604/14b/20260414_taikeiseiri.html)

問合せ先：金沢地方気象台

担当 山本 広瀬

電話 076-260-1462



 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準の暫定基準の運用を解除する市町